水洗化を促進する取り組みについて

(意見書)

平成16年12月20日

四日市市下水道事業運営委員会

四日市市長 井上哲夫 様

四日市市下水道事業運営委員会 委員長 葛 山 久 人

水洗化を促進する取り組みについて(意見)

当運営委員会は、下水道事業における早期水洗化を図るため、意見書を提出します。

次 目

1	は	じめに								•	•	•	•	•	•	1
2	水	洗化促进	進の耳	又り糺	且みと	ニ課是	夏			•	•	•	•	•	•	2
(1)	現在の「	取り糺	且みに	こつし	17				•	•	•	•	•	•	2
(2)	課題に	ついて							•	•	•	•	•	•	3
3	意	見								•	•	•	•	•	•	4
4	資	米斗														
		水洗	化のほ	建に	こつし	17										
		未水	洗化家	ア屋フ	アンク	г — I	卜調査	結果	₹							
		下水	道へ <i>0</i>	D接級	売状汐	卍((増加	率表))							
		水洗	化工事	まに関	する	諸制	度に	つい	て ([-	_ 三 돌	ᅙ	J))		

<u>((注)</u> | 水洗化とは

公共下水道の供用区域内において、建築物等からの生活雑排水及び水洗トイレ排水を公共下水道へ接続することを言う。(合併浄化槽、住宅団地の集中浄化槽等は含まない。)

1 はじめに

下水道事業は、雨水対策事業と汚水対策事業を内容とし、雨水対策事業は、市民の生命財産を浸水被害から防除することを目的に整備され、汚水対策事業は、汚水の排除による生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的に整備を進めている。

前者の事業は、利益を特定できないことから公費で賄われ、後者の事業は利益の特定ができることから私費で負担されるものである。

この汚水対策事業を、市民サービスの向上及び事業経営の健全化を目的とした企業経営的な 観点から効率的に展開するには、整備後、遅滞なく地域住民が汚水を下水道に接続することが 必要になる。

このことから、四日市市下水道事業運営委員会は、平成 16 年度の討議課題として、「水洗化の促進」に焦点をあて討議し「水洗化を促進する取り組みについて」とりまとめ、意見書を提出する。

2 水洗化促進の取り組みと課題

(1)現在の取り組みについて

公共下水道は、市の海岸部から内陸部に向けて計画的に面整備を進めているが、事業目的を達成させるためには、供用区域内家屋の接続の有無が事業の有用性を左右することになる。

このため、「水洗化の促進」を下水道事業における重要な課題として位置付け、様々な施策を講じている。

下水道工事前

1. 工事予定地図の縦覧

新築、改築計画などの参考になるよう、3年以内の工事予定区域地図を下水管理課の窓口に て縦覧している。

2. 工事説明会

下水道工事毎に説明会を開催し、工事概要、受益者負担金、下水道への接続及び使用料金等について、管渠設置沿線の住民に説明している。

下水道工事後

1.下水道工事完成のお知らせ

「工事完成のお知らせ」のチラシを管渠設置沿線の各戸に配布し、下水道への接続が可能になったことを告知している。

2. 下水道供用開始地図の縦覧

年に2回(6月、12月)供用開始地図を作成し、最新の情報を下水管理課の窓口にて縦覧している。

水洗化支援

1.融資あっせん利子助成

水洗化工事資金に対し融資あっせんを行なうとともに、その利子分を市が負担する制度で、「未水洗化家屋アンケート調査」による未水洗化の原因として資金不足が多くを占めていることから、平成13年度に借り入れの上限額や対象者の範囲を拡大している。

2. 私道への公共下水道整備

申請によって私道に公共下水道を設置する制度で、水洗化することが条件になっているため、整備効率の高い事業である。設置工事は年間40件程度あり、申請受付後2年ほどで実施している。

3.私道への共同排水管設置補助(H16~)

「私道への公共下水道整備」の申請条件を満たせない場合の救済措置として設けた制度で、私道に隣接する関係者が共同で排水管を設置する際に、補助金を交付する制度。これによって、私道奥地の家屋が未水洗化家屋として虫食い状態で残るのを減少させることができる。

4.他事業による水洗化諸制度の紹介

高齢者、要介護者、低所得者及び事業者を対象に、水洗化に関する諸制度を紹介するもので、 アンケート調査の際に該当する回答者に渡している。

啓発、PR

1. 下水道 P R 版の各戸配布

新築、改築及び水洗化工事の資金準備等の参考になるよう、2年以内の工事予定地図及び下水道に関する諸情報をPR版にして、各戸配布している。

2 . 未水洗化家屋アンケート調査

未水洗化家屋を訪問して、水洗化できない理由を調査するとともに、水洗化を依頼するもので、このデータを参考に水洗化しやすい環境づくりや啓発方法を検討している。

3. 下水道工事カ所の縦覧

排水設備工事業者が下水道工事期間の早い時期から営業活動ができるように、工事説明会の 案内文書と管渠設置箇所の地図を下水管理課の窓口にて縦覧している。

4.「下水道の日」催事

排水設備工事業者と便器メーカーの協力による水洗化工事の無料相談会や啓発物品を配布している

5. 下水道事業啓発ポスターコンクール(H15~)

昨年度からはじめた啓発事業で、小学校4年生から6年生を対象に下水道に関するポスター を募集しており、優秀作品10点を「下水道の日の催事」の会場で1週間展示している。

6.メディアによる広報活動

水洗化の啓発活動の一つとして、FMよっかいち、CTYによって、様々な制度の紹介や催事の案内を行なっている。 また、インターネットによる下水道部ホームページでも、下水道の整備予定、助成制度並びに下水道に関する最新情報等を発信している。

(2)課題について

下水道への接続件数は年々漸増しており、これは「現在の取り組み」の効果が徐々に現れだしたものと思われるが、依然として供用区域内での未接続家屋が約20%を占めていることは、下水道事業が地域住民に充分認知されていないことにあると思われる。〔資料 「水洗化の促進について」参照〕

その主な要因として、「未水洗化家屋アンケート調査」の結果によると、浄化槽設置者が下水 道の必要性を感じていないことが挙げられる。これは、「浄化槽を設置して環境に対する責任 は果たしているので、下水道への切替はもったいない」と言う考え方によるものである。

水洗化件数のうち約45%は浄化槽からの切替によるものとの調査結果が出ているが、これは、浄化槽の更新時期(設置後10~15年)における切り替えによるものが大部分を占めている。 また、水洗化意欲の低い地域を整備すると、工事完成後に啓発活動を行っても突然の出費に対する反感や無関心等から、水洗化に向けて意識の一致が見られないこともある。

このようなことから、浄化槽を設置して 10 年未満や水洗化への関心が低い地域では、前述の取り組みを実施しても、努力の割に効果が低いものである。

下水道は都市施設であり、目的を達成させるためには遍く整備する必要があり、市の事業計画により実施しているが、市民の意見を聞く場がないように思われる。

効率的な下水道事業を進めるためには、現在取り組んでいる啓発活動はもとより、地域住民の水洗化に対する意向を反映した整備計画を行い、整備区域に優先順位をつけることが、環境 改善及び企業経営的な観点からも重要と思われる。

これを実施しない限り、他の啓発活動のみでは「水洗化の促進」に限界があるのではないか。

3 意 見

当運営委員会は、事務局からの資料に基づき「水洗化の促進」について、現在の取り組みと課題について説明を受けるとともに、各委員から意見を聴取したところ、高齢者、補助金、借家、環境問題及び整備指標の数値化などがキーワードになった。

今後の「水洗化の促進」をより効率的に進めるよう以下のように提言する。

(1) 高齢者が水洗化しやすい環境づくりについて

高齢者にとって、水洗化に対する課題の主な要因は、改造工事費に対する資金不足にある。 現在実施している「融資あっせん利子助成制度」を利用できる年齢条件は20歳~70歳以下 となっており、70歳を超える高齢者の中には資金の用意が難しいため、供用区域でありなが ら不衛生な生活を改善することができない方々も多くいる。

このような、生活弱者に対する水洗化資金を軽減するため、金融機関や他部署との連携を図り返済の世襲制等も含めた制度の改善や創設が必要である。

また、公的年金担保融資制度等の水洗化工事に関する諸制度を上記制度と併せて紹介することや水洗化義務期間の3年が経過した者にも融資制度を設けるなど、資金融資の間口を拡げ、水洗化しやすい環境をつくることも必要である。

(2)借家等の水洗化促進について

「未水洗化家屋アンケート調査」の結果で、〔借家の家主が施工しない〕との入居者による回答が毎年高い数値にある。賃貸共同住宅の場合、殆どが浄化槽であり所有者の水洗化に対する意識が低く、その理由として、工事費用、家賃への影響、入居者の協力などが問題になっている。 共同住宅は、入居戸数が多く環境改善、下水道料金収入にも大きく関わってくることから、水洗化の阻害要因を早期に排除することが求められる。

上記の問題の中で市として関わることができるものは、工事費用に関することであり、全国的にも設置例のみられる「共同住宅向けの融資制度」を創設する必要がある。

(3)下水道の効率的な整備手法について

自治会等を単位として「水洗化への意向」を集約し地域住民の意向を把握するとともに、地理的特性や昨年度の運営委員会にて提言した地域特性などを分析し、地域の整備指標が客観的に数値化できれば、事業の有用性に基づく面整備の優先順位を付加することができ、地域住民の意向を反映した効率的な整備が可能になり、現行の施策と相まって水洗化をより一層促進することができる。

また、「私道への公共下水道整備」は水洗化の促進に大きく寄与できることから、申請後1年程度で実施できるよう積極的に取り組むべきである。

更に、集中浄化槽によって汚水処理を行なっている団地に対して、下水道への接続を推進していくことは、短期間の事業で一度に多くの接続戸数が確保できることから、非常に効率性が高く、今後も計画的な推進が望まれる。

下水道事業運営委員会

委員長 葛山久人 副委員長 宇佐美正二郎 委 員 水 谷 正美 村 上 委 員 悦 夫 委 山口のぶ子 員 委 員 林や すこ 委 高羅 英 彦 員 委 岩崎 祐 子 員 委 員 稲 沢 克 祐

水洗化の促進について

下水道への接続状況((増加率表))

年度	処理可能	年 度	水洗化	年度水洗	未水洗化	水洗化率	1年後水洗	1 年後
十反	人口	増加率	人口	化人口	人口	(人口)	化率	増加率
12	154,108	7.9%	116,583	8,954	37,525	75.7%	81.6%	5.9%
13	160,566	4.2%	125,908	9,325	34,658	78.4%	81.7%	3.3%
14	166,271	3.6%	131,751	5,843	34,520	79.2%	82.1%	2.9%
15	178,922	7.6%	143,792	12,041	35,130	80.4%	85.8%	5.4%

左庇	処理可	年 度	水洗化	年度水洗	未水洗化	水洗化率	1年後水	1 年後
年度	戸 数	増加率	戸 数	化戸数	戸 数	(戸数)	洗化率	増加率
12	59,067	8.3%	44,989	3,262	14,078	76.2%	82.5%	6.3%
13	62,206	A 5.3%	48,984	3,995	13,222	B 78.7%	C82.9%	D 4.2%
14	65,171	4.8%	51,827	2,843	13,344	79.5%	83.3%	3.8%
15	70,261	7.8%	56,578	4,751	13,683	80.5%	86.8%	6.3%

- ・この表は、商店、事務所、工場等の事業場は含みません。
- ・水洗化率(戸数)は、水洗化工事件数(戸数)を表わした率です。
- ・水洗化率(人口)は、水洗戸数を各町内の1戸当り平均人数に換算した率です。
- ・上記数値は、各年度末(3月に下水道工事が完成した直後の区域を含んだ)の数値であり、水洗化工事はこれ以降(4月以降)になってから発生します。
- 15年度のように水洗化人口が増加しても、処理可能区域が継続して拡大すると、水洗化率は上昇しにくくなります。

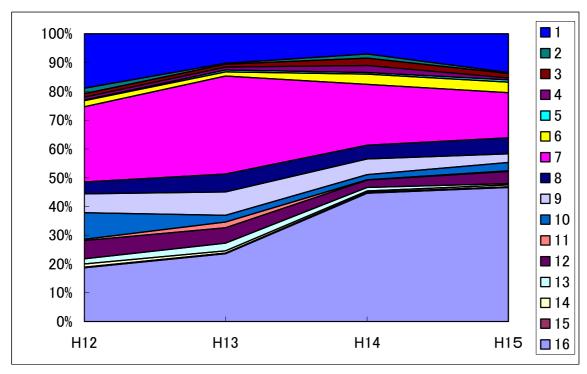
現在の取り組み(下水道工事の前後に分けて表示)

- ・下水道工事前
 - 1. 工事予定地図の縦覧
 - 2. 下水道 P R 版の各戸配布
 - 3. 工事説明会
- ・下水道工事後
 - 1.下水道工事完成のお知らせ
 - 2. 下水道供用開始地図の縦覧
 - 3.下水道工事カ所の縦覧
 - 4. 未水洗化家屋アンケート調査
 - 5.融資あっせん利子助成
 - 6.「下水道の日」催事
 - 7.下水道事業啓発ポスターコンクール(H15~)
 - 8. 私道への公共下水道整備
 - 9. 私道への共同排水管設置補助(H16~)
 - 10.FMよっかいち、CTYによる広報活動
 - 11. 他事業による水洗化諸制度の紹介

4. 未水洗化家屋アンケート調査結果

	シルバー	職員によるローラー作戦	計
平成13年度	987件	8 3 1件	1,818件
平成14年度	7,030件	2 1 1件	7,241件
平成15年度	1,983件	722件	2,705件

番号		H12	H13	H14	H15
1	借家であり家主が施工しない	18.9%	10.2%	7.1%	13.5%
2	借地であり地主の承諾が得られない	1.9%	0.3%	1.4%	0.4%
3	他人の土地を通らないと下水に接続できない	1.2%	1.0%	2.6%	1.5%
4	工事業者に依頼したが着手しない	1.0%	1.0%	2.4%	0.7%
5	工事をしたいが業者に知り合いがいない	0.2%	0.7%	0.5%	0.7%
6	改造する費用がわからない	2.1%	1.4%	3.6%	3.7%
7	改造資金が足らない	26.1%	34.0%	21.1%	15.6%
8	家屋が老朽化しているので改造が困難である	4.1%	6.2%	4.8%	5.6%
9	浄化槽を設置したばかりでもったいない	6.6%	8.1%	5.5%	3.0%
10	老齢のため、いまさら工事をしたくない	9.2%	2.4%	1.7%	3.0%
11	都市計画があるため工事が無駄になる	0.4%	2.0%	0.1%	0.2%
12	家屋の改築計画がある	6.3%	5.3%	2.6%	4.3%
13	引越しの予定がある	1.8%	2.7%	1.1%	0.4%
14	地形的な理由で下水に接続できない	1.1%	0.7%	0.5%	0.7%
15	家相や年回りが悪い	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%
16	その他	18.6%	23.5%	44.6%	46.6%



16 その他の内訳

- ・浄化槽設置者で環境負荷を感じていない。・分譲マンションで全員の同意が得られない。
- ・下水道使用料が必要になる。 ・空 家 ・私道の奥地等。

考察

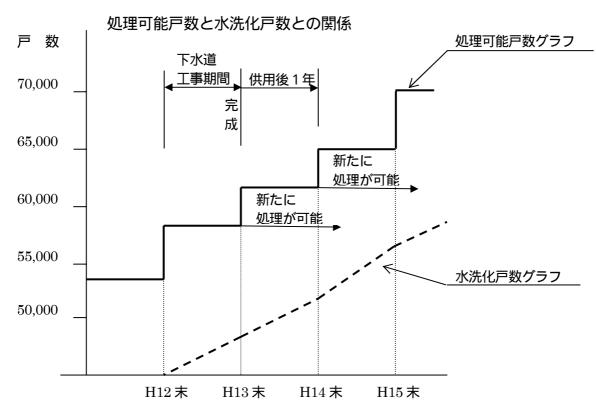
未水洗化理由で最多の7【資金不足】については、融資あっせん利子助成の上限額や対象範囲 を拡大しましたが、「既に浄化槽を設置しており、下水道への接続に資金が回らない」との回答も 多くあり、9【浄化槽を設置したばかりでもったいない】及び16【その他 浄化槽設置者で環 境負荷を感じていない】など、浄化槽設置者が下水道の必要性を感じていないことが未水洗化の 主な要因であると考えられます。

下水道への接続状況 ((増加率表))

年度	処理可能	年 度	水洗化	年度水洗	未水洗化	水洗化率	1年後水	1 年後
4.反	人口	増加率	人口	化人口	人口	(人口)	洗化率	増加率
12	154,108	7.9%	116,583	8,954	37,525	75.7%	81.7%	6.0%
13	160,566	4.2%	125,908	9,325	34,658	78.4%	82.1%	3.7%
14	166,271	3.6%	131,751	5,843	34,520	79.2%	86.5%	7.3%
15	178,922	7.6%	143,792	12,041	35,130	80.4%		

年度	処理可	年 度	水洗化	年度水洗	未水洗化	水洗化率	1年後水洗	1 年後
十反	戸 数	増加率	戸 数	化戸数	戸 数	(戸数)	化率	増加率
12	59,067	8.3%	44,989	3,262	14,078	76.2%	82.9%	6.7%
13	62,206	A 5.3%	48,984	3,995	13,222	®78.7%	© 83.3%	D4.6%
14	65,171	4.8%	51,827	2,843	13,344	79.5%	86.8%	7.3%
15	70,261	7.8%	56,578	4,751	13,683	80.5%		

- ・この表は、商店、事務所、工場等の事業場は含みません。
- ・水洗化率(戸数)は、水洗化工事件数(戸数)を表わした率です。
- ・水洗化率(人口)は、水洗戸数を各町内の1戸当り平均人数に換算した率です。
- ・上記数値は、各年度末(3月に下水道工事が完成した直後の区域を含んだ)の数値であり、水 洗化工事はこれ以降(4月以降)になってから発生します。



表とグラフの関係

- ・・・12年度末 処理可能戸数
- ・・・13年度末 処理可能戸数
- ・・・13年度末 水洗化戸数
- ・・・14年度末 水洗化戸数
- ・・・14年度末 処理可能戸数
- △・・・13年度 処理可能戸数の増加率 = / 5.3%(下水道工事完成による増)
- B・・・13年度末の水洗化率= / 78.7%
- ◎・・・13年度末 処理可能戸数の1年後水洗化率= / 83.3%
- ①・・・水洗化率の1年後増加率= ② 图 4.6%

水洗化工事に関する諸制度について(ご案内)

水洗便所改造資金融資あっせん利子助成制度(市下水管理課費54-8221)

宅内の排水設備工事の融資を金融機関に斡旋するとともに、その利子相当額を助成します。

・融資機関

三重銀行(市内各支店)

- ・対 象 者(新築、増築、事業用、アパート等は利用できません) 公共下水道供用区域内の建物所有者又は3親等以内の親族(市内在住) 供用開始後3年以内、20才以上70才以下(その他条件あり)
- ・融資あっせん額

100万円以内(1万円単位) 60ヶ月(5年間)返済

・利 子 助 成

利子相当額を全額助成 年2回(8月、2月)

その他の融資、補助制度(諸条件が有りますので、下記窓口までお問い合わせください)

公的年金担保融資(お問い合わせは、年金口座がある金融機関(支払支店)の窓口へ)

厚生年金保険、船員保険又は国民年金の年金を受けている方が、生業、住居、医療などに必要な資金を借りられます。(排水設備工事も含まれます)

・融資機関

社会福祉・医療事業団

・対 象 者

現在、公的年金の支払を受けている方(その他条件あり)

・融 資 額 (融資は、返済方法によって異なります。(年金を半額返済、全額返済)) 半額返済

年間の年金支給額の範囲内(10万円~250万円)で、融資を受けられます。

申込時の年金定期支払一回当たり額の半額を、返済に充てていただきます。

全額返済

年間の年金支給額の1.5倍以内(10万円~250万円)で、融資を受けられます。 年金の全額を返済に充てるため、返済が終了するまで、年金を受け取れません。

· 利 率

金融情勢によって変更しますので、上記窓口に確認してください。 (平成14年7月9日現在の利率は、年1.0%です)

四日市市居宅介護住宅改修等・福祉用具購入費等支給事業(お問い合わせは市介護・高齢福祉課へ)

(ケアマネージャーにご相談ください) **な54-8170**

介護保険制度、9割相当額が支給されます。

対象者 要介護又は要支援の認定を受けている方(限度額20万円)

支給対象 洋式便器等への便器取替え費用

四日市市住宅高齢者住宅改造事業(お問い合わせは、市介護・高齢福祉課へ)

介護保険制度優先、補助限度額あり

(ケアマネージャーにご相談ください)

対象者 在宅の要介護高齢者又はその高齢者と同居する者(所得税非課税世帯)

対象工事 台所、洗面所、浴室、便所等

三重県社会福祉協議会の福祉資金貸し付け(お問い合わせは、市社会福祉協議会へ)

限度額30万円以内

\$54 - 8265

事業を行なっている方へ(諸条件がありますので、お問い合わせは市商工課へ)

\$54-8176

下記の制度は、市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる、法人又は個人に融資する制度で、事業所の改装工事が該当します。(この改装工事に伴い、排水設備工事を行なう場合に対象になります)

三重県小規模事業資金

・対象者

常時雇用者が20人(商業、サービス業は5人)以下で、市内に主たる事業所のある法人又は個人。

・融資額

(利率 年1.6%(平成14年4月1日現在) 保証料 年0.7%(市で9割補給します))

1000万円(5年返済(内据置1年含む))

1100万円(7年返済(内据置1年含む))

四日市市中小企業振興基金

・対象者

常時雇用者が50人(商業、サービス業は30人)以下で、直近決算の年商が5億以下の法人又は個人。

・融資額

(利率 年1.4%(平成14年4月1日現在) 保証料 年0.7%)

1000万円(5年返済(内据置1年含む))

2000万円(7年返済(内据置1年含む))